

第12回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議

財務省

令和6（2024）年8月30日

検討事項

1. (第4期) 公募を行う研究テーマ案
2. (第4期) 共同研究に使用できる輸出入申告データ
3. 今後のスケジュール案
4. 既採択研究における申出内容の変更について

等

1. (第4期)公募を行う研究テーマ案

(第4期) 公募を行う研究テーマ案

○公募にあたっては、国際貿易に関する研究分野と、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究分野の2つの区分を設ける。

【公表形式】

○募集テーマ

- ① 国際貿易に関する研究（関税及び企業行動に関する分析を含む）
- ② その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究
- ※ ①・②合計で1～2件程度

○共同研究の選定・実施手続き

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第4期の共同研究期間（令和7年3月から2年間を想定）に実施する共同研究を決定し、結果を書面にて代表者に通知いたします。

2. (第4期)共同研究に使用できる 輸出入申告データ

共同研究に使用する輸出入申告データのイメージ

○第４期においては、2014年１月１日から2023年12月31日までの間に申告された輸出入申告データを提供する（第３期から2023年分を追加）。

共同研究に使用するデータのイメージ (輸入申告の例)

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸出入者番号	輸出入者英字名	NACCS品目コード	インボイス価格	インボイス通貨コード	運賃	関税課税標準額	関税額	関税課税標準数量	関税課税標準単位
12345678900	2014/01/01	SOY SAUCE INTERNATIONAL LTD	1234567890123-9000	ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
23456789010	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475		5MT
34567890120	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMART ZEIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

(注) 上記輸入申告データイメージは財務省において作成した架空のもの。仕出人や輸出入者は実在しない。

3. 今後のスケジュール案

共同研究のスケジュール

	令和4年			令和5年							令和6年												令和7年			
	3	4	～	～	5	～	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
第1期共同研究	共同研究開始												利用延長申請 										最終成果物提出 			
第2期共同研究					共同研究開始																			最終成果物提出 		
第3期共同研究							有識者会議	公募			共同研究 テーマ決定 審査（有識者・財務省）	共同研究開始		（共同研究開始）												
第4期以降																		有識者会議	公募開始				審査（有識者・財務省）	共同研究 テーマ決定	共同研究開始	

4. 既採択研究における申出内容の変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第3期共同研究の澤田教授チームより、申出内容の変更について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

①利用者の追加

個票データ等利用者として、高安優太郎氏（東京大学大学院特任助教）の追加を希望

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更（略）

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務

省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 略

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。